

規則等の案と定めた規則等の差異について

1 規則等の案の題名

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の一部改正案について

2 意見公募手続を実施した期間

令和3年1月18日（月）から令和3年2月17日（水）まで

3 定めた規則等の題名

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（令和3年 静岡市告示第172号）

4 規則等の公布等年月日

令和3年4月1日

5 規則等の案と定めた規則等の差異

個別基準を全て削除する予定でありましたが、改正前の静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の「別表」の「第3 個別基準」の各土地利用事業ごとの表の「その他」に規定していた「(1) 土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。」については、改めて精査する中で必要な項目であると考えられたため、改正後の静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の「土地利用事業の基準」に「6 土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可の基準及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条の規定による技術的基準に適合したものであること。」という形で残すことにしました。